

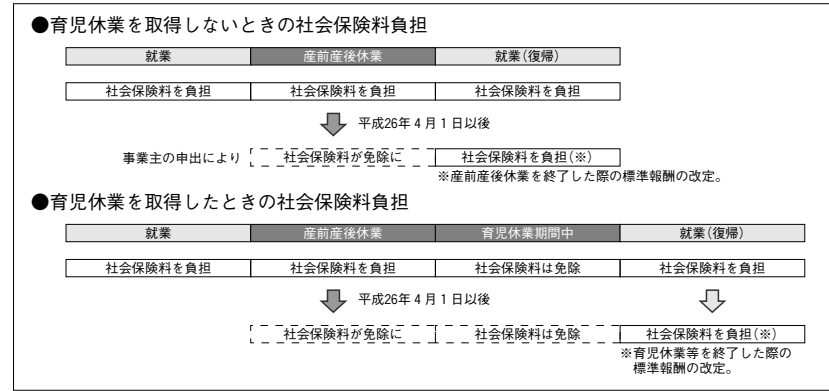
図表1 平成26年度公的年金支給額等の一覧

| | 平成26年4月～ | (参考) 平成25年10月～平成26年3月 | (参考) 平成25年4月～9月 |
|---|------------|--------------------------|--------------------|
| 改定率(特例水準) | 0.961 | 0.968 | 0.978 |
| 国民年金保険料(月額) | 15,250円 | 15,040円 | 15,040円 |
| 老齢基礎年金(満額) | 772,800円 | 778,500円 | 786,500円 |
| 老齢厚生年金の配偶者加給年金額 | 222,400円 | 224,000円 | 226,300円 |
| 配偶者加給年金の特別加算額(*) (昭和18年4月2日以後生まれの場合) | 164,000円 | 165,200円 | 166,900円 |
| 子の加算額(第1子、第2子) | 222,400円 | 224,000円 | 226,300円 |
| 子の加算額(第3子以降) | 74,100円 | 74,600円 | 75,400円 |
| 遺族基礎年金 | 772,800円 | 778,500円 | 786,500円 |
| 子の加算額(第1子、第2子) | 222,400円 | 224,000円 | 226,300円 |
| 子の加算額(第3子以降) | 74,100円 | 74,600円 | 75,400円 |
| 遺族厚生年金の中高齢の加算 | 579,700円 | 583,900円 | 589,900円 |
| 障害基礎年金1級 | 966,000円 | 973,100円 | 983,100円 |
| 障害基礎年金2級 | 772,800円 | 778,500円 | 786,500円 |
| 子の加算額(第1子、第2子) | 222,400円 | 224,000円 | 226,300円 |
| 子の加算額(第3子以降) | 74,100円 | 74,600円 | 75,400円 |
| 障害厚生年金の配偶者加給年金額 | 222,400円 | 224,000円 | 226,300円 |
| 障害厚生年金3級の最低保障額 | 579,700円 | 583,900円 | 589,900円 |
| 障害手当金の最低保障 | 1,153,800円 | 1,150,200円 | 1,150,200円 |

*配偶者加給年金の特別加算額

| | 平成26年4月～ | (参考) 平成25年10月～平成26年3月 | (参考) 平成25年4月～9月 |
|------------------------|----------|--------------------------|--------------------|
| 昭和9年4月2日～昭和15年4月1日生まれ | 32,800円 | 33,000円 | 33,300円 |
| 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ | 65,600円 | 66,100円 | 66,800円 |
| 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ | 98,500円 | 99,200円 | 100,200円 |
| 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ | 131,300円 | 132,200円 | 133,600円 |
| 昭和18年4月2日以降生まれ | 164,000円 | 165,200円 | 166,900円 |

図表2 産前産後休業期間中の社会保険料の免除と期間終了後の標準報酬の改定



行うことによつて、産前産後休業期間中についても社会保険料が免除されることになった(図表2)。なお、保険料は、事業主負担分だけでなく、被保険者負担分についても免除が行われる。

産前産後休業の終了時に育児等を理由に報酬が低下した場合、毎年7月に行われる定時決定までの保険料負担が改定前のもの(産前産後休業前の高い保険料のまま)とならないよう、産前産後休業終了後の3ヵ月間の報酬月額を基礎として標準報酬月額を改定(等級を下げる措置を行う)することとされた(図表2)。従来設けられていた「育児休業等を終了した際

3 産前産後休業終了の際の標準報酬の改定

「産前産後休業」とは「出産の日(出産の日が産産の予定日後であるときは、産産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合においては、98日)から出産の日後56日までの間の休業期間」を指す。具体的には「産前産後休業を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間」に於いての社会保険料の納付が免除される。

特別企画

平成26年度の公的年金改正項目

社会保険労務士法人オスビス 井上 義教 代表社員

1月31日に発表された総務省全国消費者物価指数(対前年比変動率0.4%)等に基づき、平成26年度の老齢基礎年金(満額)の年金額等が772,800円と決定した。本特別企画では、平成26年度公的年金支給額等のほか、4月以降の年金制度に関する改正項目について解説する。FP業務の参考として活かしていただきたい。

1 平成26年度の公的年金支給額

平成26年度の公的年金支給額は、総務省から1月31日に発表された「平成25年平均の全国消費者物価指数」の対前年比変動率(0.4%)および、平成26年度の年金改定に用いる「名目手取り賃金変動率」(0.3%)に基づき、特例水準の段階的な解消(平成26年4月以降は▲1.0%)と合わせ、0.7%の引下げとなる。

なお、公的年金受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からとなる。公的年金支給額等の一覧について、図表1に掲げた。

2 産前産後休業期間中の社会保険料の免除

「消費税法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴い消費税の増税が正式に決まったことにより、これと歩調を一にしていた年金改正スケジュールの施行が一斉に決まった。これに加えて「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(いわゆる年金機能強化法)」が成立したことで、平成26年4月1日に年金制度の大きな改正が行われることになった。

本稿では、FPが顧客アドバイスをを行ううえで押さえておきたい平成26年4月1日施行の年金制度に係る改正内容について解説を行う。なお、改正内容は多岐にわたり、しかも複雑なものが多いので、無用なトラブルに発展するリスクを考え、具体的なアドバイスをすることは極力避け、年金事務所あるいは社会保険労務士への誘導をアドバイスすべきであることは言うまでもない。